

募 集

公立保育園臨時職員 保育士

こども保育課 ☎55-2762

9月から公立保育園で働く保育士(8時間勤務)を募集します。

募集人数 5人

応募資格 保育士資格を有する55歳までの人

申し込み 8月18日までに、印鑑と保育士証と写真(縦4cm×横3cm)を持参し、こども保育課へ

※このほか、保育士を随時募集しています。詳しくは、こども保育課へお問い合わせください。

ガーデニングコンテスト参加者

みどりの課 ☎55-2793

みどりと花いっぱい自慢の庭やベランダを1枚の写真でアピールしてみませんか?写真審査のみで、現地審査はありません。

対象 市内在住者の自宅の庭またはベランダ

申し込み 6月30日までに、応募用紙(みどりの課で配布)に必要な事項を記入し、写真1枚を添えて直接またはEメールでみどりの課へ
E-mail: midori@div.city.fuji.shizuoka.jp

個人参加公共施設見学参加者

広報広聴課 ☎55-2736

コース

市役所→消防防災庁舎PR室・情報指令室→社会福祉協議会→市民活動センターコミュニティf(昼食)→福祉キャンパス→市役所

とき 7月9日(水) 9:00~15:00

対象 市内在住・在勤の人

定員 20人(応募者多数の場合抽せん)

参加費 無料

申し込み 6月23日(必着)までに、電話またはFAX・はがきに、参加する人の住所、氏名、年齢、電話番号(1通につき2人まで申し込み可)、今までの参加回数、「7月9日見学希望」を記入し、〒417-8601 富士市役所広報広聴課「公共施設見学」係へ ☎51-1456

「富士登山」参加者

スポーツ振興課 ☎55-2876

とき 7月19日(土) 集合 4:45(市役所北口) 荒天中止

対象 市内在住・在勤・在学の小学5年生以上の人(小・中学生1人につき保護者1人同伴)

定員 40人(応募者多数の場合抽せん)

参加費 3,000円(バス代、保険料)

持ち物 登山のできる服装、雨具、防寒衣、食料など

申し込み 6月27日(必着)までに、往復はがきまたはEメールに郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号、富士登山経験の有無(回数)を記入し、〒417-8601 富士市教育委員会スポーツ振興課へ

E-mail: ky-sports@div.city.fuji.shizuoka.jp

第42回 富士市民水泳競技大会 個人参加者

スポーツ振興課 ☎55-2876

とき 8月3日(日) 開場 8:00

ところ 県富士水泳場

対象 市内在住・在勤・在学の人

種目 自由形、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ(小学4年生以下各50m、小学5・6年生各50・100mと200m個人メドレー、中学生~高校生各50・100・200mと200m個人メドレー、一般各50m)

参加費 200円(保険料)

申し込み 7月4日(必着)までに、申込用紙(スポーツ振興課、市立富士体育館、温水プールで配布)に必要な事項を記入し、直接または郵送で、〒417-8601 富士市教育委員会スポーツ振興課へ

富士市環境審議会市民委員

環境総務課 ☎55-2901

市の環境の保全及び創造について調査・審議し、環境施策の推進に大きな役割を果たしている環境審議会の市民委員を募集します。

応募資格 選挙権があり、市内に1年以上住んでいる人

任期 8月1日~平成22年7月31日

定員 3人(応募者多数の場合、応募書類などを考慮し選考)

申し込み 6月10日~7月10日(必着)までに、応募用紙(環境総務課で配布、市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、郵送またはFAX・Eメールで、〒417-8601 富士市役所環境総務課へ ☎51-0522

E-mail: ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

講座・教室

労働安全衛生講座

商業労政課 ☎55-2778

とき 7月1日(火) 18:30~20:00

ところ ラ・ホール富士5階研修室

対象 市内在住・在勤の人

テーマ 「テレビじゃ絶対放送できない『食』の裏話」

講師 垣田達哉さん(消費者問題研究所代表)

定員 120人(応募者多数の場合抽せん)

受講料 無料

申し込み 6月25日までに、電話またはFAXで商業労政課へ

☎51-1997

平成20年7月から、障害者自立支援法の利用者負担上限額の軽減制度が拡充されます(居宅・通所サービス利用者)

障害福祉課 ☎55-2911

- ①成人について、世帯範囲の見直しにより軽減対象となる世帯が拡大されます。
住民票上の世帯 → 本人と配偶者のみ
- ②児童について、所得額範囲の見直しにより軽減対象となる課税世帯の範囲が拡大されます。
市民税所得割16万円未満まで → 28万円未満まで
- ③軽減対象世帯の利用者負担上限額がさらに引き下げられます。
※軽減を受けるには、事前に申請が必要です。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。